平成２９年（フ）第８０９７号
東京都文京区千石３丁目40－６－101
債務者　三條　星亜
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１１０号
東京都世田谷区宮坂３丁目47－５－103
債務者　比留間信一
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１４７号
東京都北区赤羽３丁目６－４　シバハイツＰａｒｔ・１－202
債務者　徳本　尚子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１７３号
東京都板橋区高島平７丁目37－２　第一サンフラワー202
債務者　鈴木　　健
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１７５号
東京都東久留米市柳窪２丁目15－51
債務者　奥住　孝司（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１８０号
東京都江東区南砂２丁目３－８－938
債務者　大滝　祐輔
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１８５号
東京都東大和市清水３丁目888－205
債務者　藤田　隆人
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１８６号
東京都東大和市清水３丁目888－205
債務者　藤田　妙子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１９２号
東京都清瀬市元町１丁目４－１－310
債務者　井上　香代（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１９３号
東京都足立区島根４－35－４－303、住民票上の住所東京都足立区梅田２丁目17－12　佃方
債務者　高井　正博
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１９６号
東京都町田市図師町2397－４
債務者　洪るみ子こと　星　るみ子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１９７号
東京都足立区東和５丁目10－25　サン・スクウェアＥ号室
債務者　長嶋　達也
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１９８号
東京都足立区辰沼２丁目14－19－302
債務者　石理夕美子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２０３号
東京都江戸川区東葛西１丁目17－12－204
債務者　勝村　理香
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２０７号
東京都板橋区三園１丁目35－５－201
債務者　殿村　英一
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部